

情報公開審査会答申の概要

答申第 952 号（諮問第 1604 号）

件名：情報技術支援要請書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 5 月 8 日

2 原処分

令和元年 6 月 21 日（不開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、情報技術支援要請書（以下「本件行政文書」という。）の全部を愛知県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 6 号（行政運営情報）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 7 月 8 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 9 月 25 日

5 答申

令和 2 年 10 月 26 日

6 答申の内容

(1) 審査会の結論

処分庁が調査中の事案に係る本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

(2) 審査会の判断

ア 本件請求対象文書について

本件行政文書は、携帯電話等の解析を要請する際に作成される書類である。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 処分庁によれば、本件行政文書は、愛知県警察職員懲戒等取扱規程第 4 条に基づく事実関係の調査によって得られたものであり、本件では、請求日現在、事実関係を調査中であって、これを一部でも開示した場合、開示された本件行政文書をもとに審査請求人が調査中の事実を歪曲させたり、関係者を威圧するなどして調査の混乱や停滞を図る等の対抗策を講じることにより、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。また、当審査会において処分庁に確認したところ、本件不開示決定時点においても、本件行政文書に係る事実関係については調査中であつたとのことであり、調査が終了している事案に係る情報技術支援要請書については、本件とは異なり一部開示決定をしているとのことである。

懲戒処分等が検討されている者等に対し不利益な影響を及ぼす可能性のある監察業務という性質上、事実関係の調査中の段階で調査に関

する文書が公となれば、監察の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは当然認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。